特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
20	介護保険関係事務 基礎項目評価書						

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- 1/1/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	介護保険関係事務							
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④口座情報の管理、異動、照会							
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア							

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル

- 介護保険料賦課ファイル
- 介護受給者台帳ファイル
- 介護給付実績ファイル
- 介護特別徴収対象者情報ファイル

宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別 法令上の根拠 表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第1,2,3,4,6,26,42,56の2,58,61,62,80,87,90,93,,94,95の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 [情報照会の根拠] 別表第二の第93、94の項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条
	ter on decima

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	新庄市市民課
連絡先	〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号
	電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年1月6日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		15年1月6日 時点				
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		2) 基礎工	頁目評価書	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分7	力を入れている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	力を入れている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分7	力を入れている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分7	力を入れている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム		[]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分7	力を入れている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 ⁷ 3) 課題 <i>f</i>	力を入れている である <u>が残されている</u>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択服 1) 特に 2) 十分で 3) 課題が	支> 力を入れている である が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	力を入れている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に	支> 力を入れて行っ ^っ こ行っている こ行っていない	ている			

変更箇所

変更日 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月14日	7 成人福祉課		総合政策課	事後	
平成29年7月4日	成29年7月4日 5 成人福祉課長 佐藤信行		成人福祉課長 加藤美喜子 事後		人事異動による変更
平成29年7月4日 II しきい値判断 1と2 平成27年3月31日		平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月21日	5	成人福祉課長 加藤美喜子	成人福祉課長 青山左絵子	事後	人事異動による変更
平成30年6月21日	Ⅱ しきい値判断 1と2	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
		1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 [基礎項目評価書] 2~7 (十分である) 8.監査 [自己監査] 9.従業員に対する教育・啓発 [十分に行っている]	事後		
令和2年6月20日	和2年6月20日 II しきい値判断項目 1. 対 象人数 令和1年6月20日		令和2年8月20日	事後	
令和2年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	Ⅰ-1②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給 者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分 の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給 者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分 の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④口座情報の管理、異動、照会		
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表第一の第68項並びに内閣府・総務 省令第50条		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条		
令和5年1月31日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	ILとい値判断項目 2.取 扱者数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	